

## 参考資料

### 1 用語解説

#### アルファベット

用語	解説	ページ
AI	Artificial Intelligence の略。人間が持っている認識や推論等の能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。	5
ALT	英語を母国語とする指導助手 (Assistant Language Teacher) の略。小学校や中学校に児童生徒の英語の発音や国際理解教育の向上を目的に、教育委員会から学校に配置され授業を補助している。	18・45
CSディレクター	コミュニティ・スクール (学校運営協議会) において、各校園の取組を充実させるため、県が派遣するCSアドバイザーのこと。学校からの要請を受けて学校運営協議会に出席して、各校園の取組に対して具体的に助言する。	59
GIGAスクール構想	児童生徒1人1台の学習用タブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもも含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化された資質能力が一層確実に育成できるICT教育環境を実現すること。	7・24
ICT	Information and Communication Technology の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク (インターネット等) などの情報通信技術を表す言葉。	5・58
ICT支援員	学校のICT化を推進するために、教員のICT活用をサポートする者。	17
IoT	Internet of Things の略で、物がインターネットによりつながること。	5
SC (スクールカウンセラー)	児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたるほか、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う臨床心理士等のこと。	10・25
SDGs	Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。	5

用語	解説	ページ
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービスのこと。	46・65
SSW (スクールソーシャルワーカー)	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉士、精神保健福祉士等のこと。	10・19 25・40
WEB	インターネット上で標準的に用いられている文書の公開・閲覧システム	21・22
with コロナ	新型コロナウイルス感染症との共存・共生という意味で使われる俗語。	8

## 50音順 【あ行】

用語	解説	ページ
アウトリーチ	「手を差しのべること」の意味で、もともとは社会福祉の分野でクライアントの表明されないニーズ把握の手法として開発されたもので、自発的に援助の申し出をしない人に対して公共機関などが積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけ支援すること。	64
あずくるHAR (ハル)	滋賀県の事業で、「青少年立ち直り支援センター」の呼称。非行等の問題を抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる中学生から成人するまでの少年が、自分自身を見つめ直し自分の課題を克服しながら社会に適応できるように個別プログラムを組み、少年を支援している。HARは八幡のH、安土のA、竜王のRのこと。	24
アセスメント	人や物事を客観的に評価分析すること。	10
新しい生活様式	飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの新型コロナウイルス感染症対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。	8
生き抜く力	変化の激しいこれからの社会を生きるために求められる知(確かな学力)、徳(豊かな人間性)、体(健康・体力)のバランスの取れた力(生きる力)のこと。文部科学省が言う「生きる力」と同意語であるが、予測困難な変化の激しい社会をたくましく生きていくということで「生き抜く」と強調している。	8・26 27・38 46・51 70

用語	解説	ページ
いじめ問題専門委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき市に設置されている。専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関する協議及び検討、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査を目的としている。法律、心理、福祉、教育についての専門知識を有するもので組織されている。	19
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき市に設置されている。連絡協議会は、いじめ防止対策に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、関係機関及び団体相互の連携を図ることを目的としている。小中学校の担当者、関係団体の職員、関係行政機関の職員等で組織されている。	19
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が、共に学ぶ仕組み。	42
家読（うちどく）	家族や身近な人と本を読んで感想を話し合ったり、好きな絵本をすすめたり、読書習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を深める取組。	62
栄養教諭	児童生徒の給食管理と食に関する指導の推進に、中核的な役割を担う教員のこと。	19・46
エビデンス	証拠、根拠、証言、形跡などを意味する。ここでは科学的に効果があることを示す根拠となる検証結果、臨床結果を指す。	47
近江八幡市学ぶ力向上にかかる「生きる力」育みプラン	近江八幡市の子どもたちが、変化の激しいこれからの社会をたくましく生き抜くために、学校・家庭・地域で連携しながら、学習面と生活面から確かな学力を育む「学ぶ力」の向上をめざすプランのこと。	35
お出かけ演奏会	プロの音楽家が学校園に出向いて楽器を演奏することにより、子どもにも本物の音楽に触れる機会を与え豊かな心を育む事業。	21・67 69

## 50音順 【か行】

用語	解説	ページ
家庭教育支援員	各小学校に配置され、身近な地域での子育てや家庭教育に関する相談支援を行うとともに、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、さらには地域の情報等を提供する子育てや家庭教育をサポートする者。	23・63 64
かみかみの日	よく噛んで食べると体にとって良いことを知って、よく噛むことを意識して食べる日のこと。	46

用語	解説	ページ
カリキュラムマネジメント	子どもの姿や地域の実情等を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するため、教科等の学習内容や様々な活動を選択・配列して計画し、それを実施・評価・改善していくこと。教科等の枠を超えて関連の高い内容や活動を工夫して配列したり、様々な人材等を活用して学習を充実したりすることが求められている。	62
館報	図書館のPR活動のメディアの1つとなる定期刊行物。主な内容は、図書館の行事、お知らせ、図書館の使い方、資料の紹介等。	70
学校運営協議会	地域住民や保護者が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する協議会のこと。市教育委員会から任命された委員が、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりする。	24・59
学校司書	学校図書館の運営の改善や向上を図り、児童生徒、教員が学校図書館を利用することを促進するために、学校図書館の職務に従事する職員。	18・23 35
学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。	23
基礎的・汎用的能力	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力。「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。	51
キッズつながり隊	近隣地域への園外保育（散歩）など園外での活動を見守る地域ボランティアのこと。	23・56 57
規範意識	道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識。	17・38 62
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしく実現していくことを促す教育のこと。	51
キャリア形成	人生や仕事上で様々な能力を身に付けていくこと。	51
キャリアステージ	成長とともに、人としての基礎を形成し、職業人としての経歴形成を積み重ねて到達する段階のこと。	23・53
キャリアパスポート	子どもが、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる様々な活動について、学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫された学習の成果をまとめて綴ったもの。小学校から中学校、高等学校へと引き継いで活用していく。	51

用語	解説	ページ
キャリアプランニング能力	「働くこと」の意義を理解し、自分が果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。	51
教育支援委員会	市内の障がいのある幼児児童生徒に最もふさわしい教育を行うことをめざし、就学指導に関すること、早期からの継続的な教育相談に関すること、就学後の継続的な教育支援に関すること、その他特別支援教育の振興に関する業務を行うために設置されている。	24・42
教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）	教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できるよう、専門的な知識や技能を要しない業務を行う者。	23・54
教科担任制	きめ細かな指導の充実のために、一人の先生が特定の教科を受け持ち、複数のクラスを教える制度。学習内容が難しくなる小学校の高学年から段階的に教科担任制を取り入れることにより、中学校へのなめらかな接続をめざしている。	44
協働的な学び	子ども同士が教え合い学び合う学びのこと。	1・11 17
緊急地震速報システム	地震が発生する直前に強い揺れが来ることを伝える気象庁の「緊急地震速報」を放送するシステムのこと。	23・56 57
クラウドサービス	データやソフトウェアをネットワーク経由で利用者に提供するサービス。	58
グローバル化	情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の国際的な開放等により、人・物・情報の国境を越えた活動が活発化し、文化・経済・政治などの活動やコミュニケーションが地球規模で統合、一体化される動きのこと。	1・5 18・45
校種間	幼稚園・保育所（園）・こども園と小学校、小学校と中学校など異なった校種のこと。	38・51
校種間連携	校種間のそれぞれの段階に応じた取組に加え、幼児や児童生徒の発達の特性やそれぞれの段階の教育内容を互いに理解し、連続性のある教育活動を展開すること。	17・18 44
子育てサロン	子育てに関する講演を聞いたり、自分の悩みを話し合ったりして、気持ちが楽になってもらうことをねらいとし、子育てに悩みを抱える保護者を対象として、年に2～3回実施する。	63

用語	解説	ページ
子ども読書の日	子どもの読書活動の推進に関する法律第10条に、「国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、子ども読書の日を設ける」と規定されており、4月23日に定められている。	22
子ども110番の家	子どもが、「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動のこと。	56
個別最適な学び	一人ひとりの理解状況や能力、適性に合わせた学びのこと。	1・17 35
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度を導入した学校のこと。	24・59
合理的配慮	障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で行う、社会的障壁を取り除くために必要な配慮のこと。	42・43 67

## 50音順 【さ行】

用語	解説	ページ
サピエ図書館	視覚などの障がいにより、活字図書の利用が困難な方を対象に、インターネットにより点字図書や録音図書等のデータをはじめ、暮らしに役立つ身近な情報などを提供しているネットワーク。	22
指導主事	教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者。	39
市民読書月間	本市教育委員会が市全体で読書活動に取り組むことを啓発するため、11月を市民読書月間と定めている。	22
主権者教育	主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担うことができる力を育むこと。	51

用語	解説	ページ
主体的・対話的で深い学び	知識の理解の質を高め資質・能力を育むため、新学習指導要領で示された考え方。「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、昔の優れた思想家の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」とは、習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに想像したりすることに向かうこと。	17・35
小1すこやかサポーター	小学1年生の学級のうち、31人以上の学級に配置される、授業中や休み時間中における児童の学校生活を支援する者。	17・44
消費者教育	自らの意思決定や消費行動がもたらす影響と消費者の社会的役割を自覚し、行動できるような自立した消費者を育成するために行われる消費生活に関する教育のこと。	51
食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できる人を育てる教育のこと。	19・46 47
自己肯定感	長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。	14・35 38
自己有用感	「人の役に立った」、「人から感謝された」、「人から認められた」等、自分と他者との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価。相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」とは異なる。	38
自尊感情	「生まれてきてよかった」「できることがある」「必要とされている」等、自分自身を肯定的に捉える感情のこと。	7・14 17・28 38
情報活用能力	世の中の様々な事象をその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成していくために必要な資質・能力。	5・17 45
情報モラル	他者への影響を考え、人権など自他の権利を尊重し、情報社会の行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できることなど、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。	5・45

用語	解説	ページ
人生伝承塾	「地域と学校とがともに未来への希望にあふれた心豊かな子どもを育てていきたい」というねらいのもと、個人だけでなく企業や団体の協力を得て、わがまち自慢の先輩を講師に迎え、子どもに生き方や知恵、技能、伝統・文化の継承について生の声で伝えていただく事業。	48
人生100年時代	平均寿命の伸びにより、100歳前後まで生きることが可能となる時代のこと。	6・28 65
スクールガード	児童生徒の登下校を見守る学校安全ボランティアのこと。	23・56
スクーリング・ケアサポーター	不登校や別室登校の児童の情緒安定、教室復帰、学校復帰を支援する目的で配置された児童と年齢の近い大学生等の支援者。	25
青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき市に設置されている。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立にかかる必要な重要事項の調査審議と適切に施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的としている。市長、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等で組織されている。	24
セキュリティポリシー	組織におけるコンピュータのセキュリティに関する方針や行動指針のこと。	58
全国学力・学習状況調査	文部科学省が全国的な子どもの学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における子どもへの教科指導の充実や学習状況の改善等に役立てるために実施している調査のこと。小学6年生と中学3年生を対象に、平成19年度から実施している。	11・13 14・17
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小中学校の体力の状況を把握・分析し体力向上に役立てることを目的として、国が平成20年度から実施している調査。小学5年生及び中学2年生を対象として、「握力」「上体起こし」など8種目の実技調査、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査を実施。	15
相談業務統括員	教育相談室や適応指導教室、ホームスタディ制度等の教育相談部門の全体を統括し、学校園と連携し、効果的に活用できるよう、マネジメントする者。	40

## 50音順 【た行】

用語	解説	ページ
地域学校協働活動推進員	社会教育法に位置付けられた、地域学校協働本部において地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者。	19・20 59

用語	解説	ページ
知的好奇心	物事の知識や理解をもっと深めたい、または知りたいという欲求や気持ちのこと。	36
中学生チャレンジウィーク	県内全ての公立中学2年生に対して実施している職場体験週間のこと。	51
超スマート社会 (Society5.0)	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会のこと。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。	1・5
通学区域の弾力化制度	子どもの個性や適性に応じた特色ある教育を受けることができるよう、一定の条件の下で、入学時に子どもが行きたい学校、保護者が行かせたい学校を他の学校区から選択し希望できる制度のこと。	24
チームティーチング	複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て指導する方式。チームの教員一人ひとりの特性を最大限に生かした体制であり、単に同じ場所に複数の教員が配置されるということではなく、それぞれの教員が分担する役割を果たすことで成り立つ指導形態。	18
適応指導教室	市内在住の不登校及びその傾向にあり適応指導を必要とする児童生徒を対象に、学校復帰をめざして様々な体験活動や学習支援等の自立に向けた適応指導を行う場。	40
特別支援教育支援員	障がいのある子どもが安心して学校生活を送るために、移動の支援や学校生活上のサポート、学校行事等における介助などの支援を行う職員。	24・42 43
道徳教育	教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。	18・28

## 50音順 【な行】

用語	解説	ページ
ニュースポーツ	ボッチャ、キンボール、ペタンクなど20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツで、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、みんなで一緒に楽しむことができるものが数多くあり、生涯スポーツの推進・幅広い年齢層のスポーツライフを豊かにするものとして、全国各地で盛んに行われている。	20・22 68

## 50音順 【は行】

用語	解説	ページ
はちまんの日	ふるさと学習や地産地消の取組の1つとして、毎月「8」のつく日に、本市特産品や市内産の野菜を使用したり、郷土料理を取り入れたりした給食を提供する日のこと。	46・48
非構造部材	主に耐震的な観点から、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体（主体構造・躯体）以外の部材を指し、広い意味では設備機器や家具等を含めることがある。具体的に、本市においては屋内運動場のバスケットゴールや時計、照明器具などを指している。	24・55 57
フッ化物洗口	フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて虫歯を予防する方法。	47
不登校対策支援チーム	不登校児童生徒の社会的な自立をめざし、学校復帰に向けた具体的な支援を推進するために設置された組織。不登校対策のあり方を検討し支援体制の充実を図るほか、不登校児童生徒の支援者の連携を深めるとともに、教員やスタッフの研修を実施し、不登校児童生徒それぞれの状況に応じた支援の充実を図る。小中学校長代表や小中学校教育相談担当教員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、ホームスタディアドバイザー等で組織されている。	25・40
部活動指導員	中学校において、校長の監督下で、部活動の指導や大会への引率等を行うことを職務とする者。	23・54
ブックスタート	絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てるため、4か月健診時に赤ちゃん絵本等が入ったブックスタートパックを配布する活動。	22・70
ブックトーク	一つのテーマで様々なジャンルの本を順序立てて紹介することにより、聞き手に本の面白さを伝え、読みたい気持ちにさせることを目的とした手法。	13・22 36
プログラミング	プログラムを作成し、コンピュータにさせる仕事を順番に書くこと。	45
プログラミング的思考力	自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、を論理的に考えていく力のこと。	5
放課後子ども教室	子どもの居場所づくりを目的に、放課後や長期休業中などに小学校の空き教室や近隣公共施設等を活用して、地域の住民の参画を得て、児童を対象に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するもの。	20・59 61

用語	解説	ページ
放課後児童クラブ	小学校に就学している子どもで、その保護者が労働等により家庭にいない場合に、授業終了後に児童厚生施設等を利用して遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る活動。	59
訪問教育相談員	不登校の児童生徒のいる家庭へ出向き、子どもや保護者が抱く孤独感を解消し、SC（スクールカウンセラー）による専門指導や適応指導教室での支援につなげる役割を担う者。	25・40
ホームスタディ制度	学習意欲があるにも関わらず長期欠席の状態にある児童生徒に対し、学校や教室に復帰するためのきっかけを作るために、児童生徒の自宅に教師等を定期的に派遣し個別に授業をするという在宅学習支援制度。	40
母語支援員	学校において、日本語が理解できない児童生徒及びその保護者と教員などの学校関係者の間に入って、「言語」のサポートや「異文化理解」のための情報提供を行うなど、主にコミュニケーションでの円滑なやりとりを支援する者。	24・25 38

#### 50音順 【ま行】

用語	解説	ページ
学びの礎ネットワーク	子どもの自尊感情を高めることを目的とし、安心して自分らしく学校生活が送れるよう、支援するため、各中学校区の関係者が課題や背景を共有し、困難な状況にある子どもに焦点を当てながら、課題解決に向けた連携・協働した実践をすすめる事業。	18・39
学びの芽生え	幼児期における遊びの中で、楽しいことや好きなことに集中することを通じて、頭も心も体も動かして主体的に様々な対象とかわりながら総合的に学ぶこと。	8・35 44
メンタルヘルス不調	厚生労働省の『労働者の心の健康保持増進のための指針』によると、「精神及び行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活及び生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むもの」と定義されている。	54

#### 50音順 【や行】

用語	解説	ページ
やまのこ	次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むことを目的とした体験的な森林環境学習のこと。県内の小学4年生を対象としている。	50
ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもたちのこと。	40

用語	解説	ページ
ユニバーサルデザイン	年齢・性別・文化・身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いに関わらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちの建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方。	55
幼小接続カリキュラム	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るために作られるカリキュラムのこと。小学校教育に向かう幼児期の全体的な計画（教育課程を含む）【アプローチカリキュラム】と幼児教育との円滑な接続を意識した小学校入学時の教育課程【スタートカリキュラム】を合わせ、幼児期と児童期の「学び」をつなぐもの。	17・44
幼児教育・保育アドバイザー	幼児教育・保育の専門的な知見や豊かな実践経験を有し、就学前施設等への訪問支援等を通じて、教育・保育内容や指導方法、環境の改善について助言等を行う者。	53・54
読み解く力	文章や図、友達とのやりとりなどから、様々な情報を読み解き理解する力、理解したことをもとに自分の考えを構築する力のこと。教科書の学習や普段の生活、本や新聞を読むことなどを通じて、「読み解く力」を高めることができる。	11

## 50音順 【わ行】

用語	解説	ページ
和食の日	栄養バランスが良く健康的で、食材の持ち味を生かした調理法や自然や季節の表現、年中行事と関わった豊かな食文化等、和食の良さを見直し和食を味わう日のこと。	46

## 2 近江八幡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

○近江八幡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和3年5月26日

教委告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための中長期計画である近江八幡市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、市民、教育関係者、有識者等からの幅広い意見及び提言を基本計画に反映させるため、近江八幡市教育振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、基本計画について必要な事項を審議し、答申を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 学校関係者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 社会教育・体育関係団体に所属する者
- (6) その他教育長が必要とする者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から基本計画の策定が完了した日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項及び議決日をあらかじめ通知し、書面により表決する方法によりこれを決することができる。この場合において、当該議決日を会議の開催日とし、当該書面の提出があった者を出席者とみなす。

(関係者の出席要請等)

第7条 委員会は、必要と認めるときは関係者に対して会議への出席を要請し、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

### 3 近江八幡市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	所 属	区 分
1	日岡 昇	前近江八幡市教育長	第1号委員(学識経験を有する者)
2	葛島 実加	市PTA連合会代表	第2号委員(保護者を代表する者)
3	冨江 康子	小学校代表 (北里小学校長)	第3号委員(学校園関係者)
4	楠本 茂樹	中学校代表 (八幡中学校長)	第3号委員(学校園関係者)
5	深井 千恵	幼稚園・こども園代表 (八幡幼稚園長)	第3号委員(学校園関係者)
6	青山 孝	市連合自治会代表	第4号委員(地域住民を代表する者)
7	三上 英夫	市青少年育成市民会議代表	第5号委員 (社会教育・体育関係団体に所属する者)
8	河村 智	市スポーツ推進委員会代表	第5号委員 (社会教育・体育関係団体に所属する者)
9	小川 貴子	市商工会議所 女性会	第6号委員(その他教育長が必要とする者)

## 4 計画策定の経過

開催日等	内 容
令和3(2021)年10月28日	第1回近江八幡市教育振興基本計画策定委員会 ・委嘱状及び任命書の交付 ・本委員会の趣旨、位置付け等について ・自己紹介、委員長及び副委員長の選出について ・教育長より近江八幡市教育振興基本計画策定委員会へ諮問 ・「後期計画」の成果と課題 ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」概略スケジュール 等
令和3(2021)年12月22日	第2回近江八幡市教育振興基本計画策定委員会 ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」(素案)について ・今後のスケジュール等について
令和4(2022)年1月20日	第3回近江八幡市教育振興基本計画策定委員会 ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」(パブリックコメント案)について ・パブリックコメント実施方法等について ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」〈概要版〉について
令和4(2022)年 1月25日から2月25日まで	パブリックコメントの実施
令和4(2022)年2月16日	2月教育委員会定例会 ・経過及び現状報告
令和4(2022)年3月10日	第4回近江八幡市教育振興基本計画策定委員会 ・パブリックコメントに寄せられた意見について ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」(最終案)について ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」リーフレット版について ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」周知方法等について
令和4(2022)年3月11日	近江八幡市教育振興基本計画策定委員会より教育長へ答申
令和4(2022)年3月15日	3月教育委員会臨時会 ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」策定





にこまる

発行：近江八幡市教育委員会事務局 教育総務課  
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地  
電話 0748-36-5539 FAX 0748-32-3352  
E-mail [040200@city.omihachiman.lg.jp](mailto:040200@city.omihachiman.lg.jp)